

○田畑委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 二十分間、質問をさせていただきます。

今日は、大麻取締法ですが、その大麻取締と、それに関連しまして、今お話がありました危険ドラッグの問題。また、日本で一番大麻が蔓延しているだろうと言われているのは歌舞伎町なんですね。その歌舞伎町、私も先日も調査に行ってみましたが、そこで今問題になっているのが、ホストクラブの売掛金問題。これは昨日、塩村議員も国会で質問をされました。そのことについても、この大麻に関連して質問をさせていただきたいと思っております。

冒頭、今、井坂議員からもありましたが、二〇〇四年に危険ドラッグ禁止法というのをこの厚生労働委員会で、超党派で作りました、そのときの大臣が田村厚生労働大臣で、危険ドラッグ運転の被害者の御遺族の方にも田村大臣が本当、会っていただいて、党派を超えて危険ドラッグの禁止に取り組んで、私と中島さんと井坂さんと歌舞伎町に何回か行って実際、危険ドラッグを買って、警察と厚労省に怒られて。そういうこともしながらですけれども、党派を超えて、一旦はゼロにまでなりました。それと同じように、これからも、大麻、危険ドラッグ、そして、今言っています、それに関連してホストクラブの売掛金問題というものを超党派で、この厚生労働委員会で、今回は武見大臣のリーダーシップの下、何とか解決できないかと思っております。

それでは、今、大麻、若者の大麻の検挙が非常に増えているわけでありましてね。その中でも、残念ながらというか、最も深刻なのは歌舞伎町なんですね。

ここにもありますように、トー横キッズ、薬物が横行、蔓延ということで、今日の配付資料の中でも、これはつらい内容ですけれども、四ページを見ていただきますと、大麻の売買がトー横キッズで行われている、トー横キッズの子供たち、未成年が悪い大人に唆されて売人をさせられているとか、それとか、残念ながら大麻部屋というのがあって、そこでトー横キッズの子供たちに、あるいは大人の人たちに大麻が広がっている、こういう問題があるわけです。

そして、非常にこれは残念ながらというか、こういう大麻の売人、売っているのに、一部ですけれどもホストの方がいると。そしてまた、実際、女性からの被害としては、ホストとつき合ったらそのホストが大麻を吸っていて、自分は大変な思いをしたというような被害の声も聞いたことがあります。

そういう中で、まずお伺いしたいと思っておりますが、この歌舞伎町での大麻の蔓延の現状、大臣、どう認識されておられますか。

○武見国務大臣 日本有数の歓楽街でございます歌舞伎町において、暴力団組織それから外国人組織が薬物密売拠点を構えて、これらの組織が大麻など多種多様な薬物を組織的に密売しているのは現状にあるんだということは承知しております。

その上で、若者が多く歌舞伎町に集い、こうした密売組織から大麻を始めとする薬物を購入し、大麻などが乱用されている状況があるものと認識をしています。

こうした現状から、麻薬取締部におきましては、薬物密売組織に対する取締りを強化するとともに、警察など関係機関と集中的な取締りも実施しておりまして、こうした対策強化、引き続き続けていきたいと思っております。

○山井委員 今もありましたように、残念ながら、日本の中でも、東京の中でも最も大麻が蔓延していると言われているのが歌舞伎町なわけですね。これについては、厚生労働省も警察庁も今必死で取り締まりいただいていることは、私もそれについては認識をいたしております。

そういう中で非常に私は気になりますのが、まあ後ほど、この法案がどういう大麻の取締りの効果に実効性があるかということは質問したいと思うんですけれども、最後のページを見ていただけますでしょうか。前から私は非常にこの問題は気になっているんですけれども、最終ページ、十八ページですね。十八歳の誕生日をホストクラブで、二、三回の来店で七百万円、偽の住所の婚姻届を信じ風俗へ。残念ながら、昨年四月から成人年齢が引き上げられたので、ホストクラブのターゲットが十八歳、十九歳になってしまっているという現状があるわけですね。

それで、どういうわながあるかといいますと、十ページ目を見てください。昨日も塩村議員が指摘しておりましたけれども、悪質ホスト。今日質問しますけれども、全てのホストクラブ、全てのホストさんが私は悪質だと言う気は全くありません。しかし、今日は私は、悪質ホストと言われる人たちの問題について問題提起したいんですけれども。

悪質ホストの研修教材入手、マインドコントロールをするというんですね。ホストクラブでは女性のお客さんのことを姫と呼ぶ。まず、色恋をして、疑似恋愛を提供する営業方法、そしてそれが高じると、本営といって、本当の彼女として、それで高いシャンパンを、五十万、百万、あるいは三百万のを入れてもらう、こういうやり方になるわけです。そういうことに、残念ながら、巧妙な、こういうマインドコントロールのマニュアルがあるわけですから、これにからめ捕られて、高額なシャンパンとかを入れさせられたりする。

例えば、典型的なケース、十一ページを見てください。典型的なケース。事例二ですね。二十歳前半の女性。ナンパされて話を聞くと、初回三千元と懇願されてホストクラブに連れていかれた。初回三千元。二回目行くと、支払いで十万円と言われ、手持ち現金がなく、身分証を撮られ、売掛金、借金をさせられた。後日、支払いに行くと、今日は支払い日でないからお酒を勧められた。酔っている状態で高額なシャンパンを入れるように迫られた。四、五回繰り返した後で、売掛金が百万円になっていることを言われ、出稼ぎ、福島県の違法風俗店に連れていかれた。こういうケースが、今、残念ながら多発しております。

実際、これがその伝票です。十三ページ。つまり、売掛金、ツケですから、正式な領収書じゃないわけです。これは青伝と言われるんです。青いから、ツケだから。見てください。一枚百二十万円ですよ。十八歳とか二十歳の女性が払えますか。百二十万円、一回ですよ。それで、この左を見ても、一回で七十七万三千元、三十二万五千元、一回九十万円。

これは、言っちゃ悪いけれども、大金持ちの男性でも無理ですよ。それが十八歳とか十九歳とか二十歳、その若い女性がターゲットにされているわけです。

その結果何が起こっているかという、返せないですよ。返せなかった女性が逃げたら、先日も事件が起きましたけれども、ホストの関係者に拉致監禁されて暴行を受けたとか。なぜかという、ホストもお店から追い詰められているところがあって、そのツケを払ってもらえなかったらホストが立て替えないと駄目だから、ホストも必死になって取り立てる。

その結果どういうことが起こるかといいますと、ここにありますように、配付資料八ページ。結局、客に売春をさせた容疑、元ホスト十人超逮捕。結局これは、歌舞伎町のホストクラブで、売掛金を二十代女性に対して、早く金をつくってこいと言って一千万円を要求して、これは大変ですよ、東京都や福島、愛媛、熊本、大分、沖縄のソープラントをずっと回らされた。

かつ、八ページ右下。この被害なんか、風俗店に女性をあっせん、一年間で千六百人。千六百人ですからね。さらに、実際、名古屋であったケースでは二千人、ホストクラブの借金で苦しむ女性を二千人風俗店にあっせんした。これはもう、こういう例がありますよじゃなくて、残念ながら、常態化しているんじゃないんですか。高い借金を若い女性に背負わせて、払えるはずもないから、払うには風俗しかないよと。

そこで、武見大臣にお伺いをします。

歌舞伎町などで頻発している深刻な問題について、若年女性客の月収をはるかに上回る数十万円、数百万円の高額な売掛金がホストクラブでできた場合、ホストが売掛金の返済のために客の女性に風俗や売春の仕事をあっせんした場合、職業安定法の六十三条の一号と二号に違反するのではないですか。いかがですか。

○武見国務大臣 違反いたします。

罰則の適用に関する条文でありまして、最終的には個別の司法判断にはなりますけれども、一般的に、借金等の弱みにつけ込み、精神的自由を不当に拘束して行なう職業紹介など、それから、風俗業や売春などの有害業務に就かせるための職業紹介などは、それぞれ職業安定法第六十三条第一号、第二号に該当すると考えます。

○山井委員 そのとおりなんです。これは配付資料十四ページに、職業安定法六十三条一号、二号、読み上げませんけれども、明らかに違反している可能性が高いんですね。

先ほども言ったように、一つのあっせんグループが、千六百人とか二千人を、こういう借金を抱えた人をソープ

ランドや風俗に送り込んで、捕まっています。これは、警察も厚生労働省も頑張ってくださいているんです。でも、それ以外の、下手したら被害者は何万人もいるんじゃないでしょうか。

ついては、ここで、武見大臣、今おっしゃってくださったように、職業安定法違反、有害なところ、職業にあっせんする、あるいはマインドコントロールであっせんするということに違反している事例が多いんです。是非、ホストクラブの高額な借金に関して風俗をあっせんして、そしてそれを借金返済をさせる、こういうことに関しては違法の疑いがあるから厳しく厚生労働省としても警察と連携して取り締まりたい、その御決意をお願いします。

○武見国務大臣 職業安定法に違反した違法なあっせんなどにより、女性客である労働者が有害業務に就く被害に遭わないよう、警察と連携して、適切に対応してまいります。

○山井委員 それに関して、これは残念ながら、ホストクラブのツケ払い、売掛金で借金ができた方を風俗に紹介するのは違法だと知らなかったと言っているホストの人たちも多いんですね。

ついては、これは、女性に対しても啓発が必要ですし、ホスト業界にも啓発が必要なので、ホストやスカウトによる風俗や売春のあっせんは職業安定法に違反し違法だと啓発するために、QアンドAを作成し、厚生労働省のホームページに公表していただけますか。いかがですか。

○武見国務大臣 職業安定法第六十三条は、暴行、脅迫等によるあっせんや有害業務へのあっせんから労働者を保護する趣旨で設けられたものであります。

御指摘いただいたホストによる女性客への風俗等へのあっせんを含め、今日の様々な問題についても本条が同様に適用されるものであります。

法の趣旨や考え方などについて、QアンドAのような形で適切に周知してまいります。すなわち、ホームページなども使って、QアンドAなどを作成し、周知徹底に努めてまいりたいと思います。

○山井委員 ありがとうございます。

結局、考えてみれば、十八や二十歳過ぎの若い女性に数百万のツケを払わせるといったら、そんなこと、お金が入る仕事というのはありますか、一般の仕事で。ストレートにこれは風俗業のあっせんになってくるんです。今の武見大臣の答弁で、QアンドAができたなら多くの方が救われるのではないかと思います。

ついては、これは、消費者契約法にも違反するんじゃないかと思います。先ほど言ったホストのマニュアルにもあるように、恋愛を誤認させ、若年女性に対して高額なシャンパンを入れさせることは、消費者契約法のデート商法の違反、ここにありますがけれども、デート商法の違反に当たり、これは取消しが可能なのではないか。もしそうであれば、そういう内容を、違法、つまり取消し可能であるということを消費者庁のホームページにも公表し、啓発、注意喚起すべきではないですか。

○黒木政府参考人 お答え申し上げます。

消費者契約法は、消費者の利益を守るため、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消し等について規定をしております。

委員御指摘のとおり、好意の感情などを不当に利用した契約、いわゆるデート商法につきましては、法第四条三項六号に取消し権を定めておりまして、御指摘のような手法が本条に定める要件に該当します場合には、取り消し得る可能性があるということでございます。

このような、好意の感情などを不当に利用した契約が消費者契約法に基づく取消しの対象となり得るとということにつきましては、これまでも周知をしてきているところでございますけれども、委員の御指摘も踏まえ、更なる消費者への周知に努めてまいりたいと思います。

○山井委員 配付資料十五ページを見てください。消費者契約法で、デート商法、つまり、消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから勧誘者に好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、契約しなければ関係が破綻すると告げた、つまり、シャンパンを入れてくれなかったらもうあなたのことを嫌いになっちゃうよとか、そういうふうなことで、結局、シャンパンを五十万、百万、三百万と入れざるを得ないようにする、これはマインドコントロールであって、今おっしゃったようにデート商法という違法に当たるわけですから、取消しが可能であると。

先ほどの厚生労働省のホームページとともに、消費者庁もホームページに載せてくださるということですので、

これはやはり、私たちも周知していけばかなりの被害者を、私は減るのではないかと思います。

しかし、それに加えて、一番頼りにしておりますのは、やはり、厚生労働省と消費者庁とセットで、警察庁さんなんですね。学生も含め多くの若い女性がこういう被害に遭っているわけであって、早急に被害を防止すべきです。ついては、警察庁さんも今までから必死で取り締まって逮捕してくださっていますが、九月にも百店以上のホストクラブに立入りをし、注意喚起をして頑張ってくださいているわけですが、私からの要望は、再度、これだけ問題が深刻化しているんですから、再度立入りをし、まず一点目は料金表。このシャンパンは五十万ですよ、百万ですよという料金表がないところがあるわけですね。それはおかしいでしょう。かつ、料金表があっても、聞いてみたら、今日も関係者の方が傍聴に来てくださっています、支援団体の方々が。結局、料金表があっても見せないというんですよね。見せない、それは駄目でしょう。やはり見せてもらわないと駄目だし。

かつ、今日の支払いが五十万だったのか百万だったのか、領収書、明細がないと、これは、三、四回行ったら合計二百万ですと言われたって、それは困りますよね。やはりこれは、警察庁さん、しっかりと領収書と明細も発行するように。

さらに、今も答弁があったように、売掛金が重なったからといって風俗へあっせんしたら職業安定法違反で逮捕される可能性がありますよ。さらに、こういう、好きだよとか、これはうそですからね、本当の恋愛だったら仕方ないけれども、好きですよとか同棲しようとか結婚しようとかまで言ったりして、それで、だまして、結果的に、それで高額なシャンパンを入れさせた場合には、今消費者庁から答弁があったように、消費者契約法違反のデパート商法に当たり、契約取消し、つまり売掛金は支払わなくてもよいということになると。

そしてさらに、犯罪の原因ともなっている多額の売掛金を迫らせるような悪質なホストクラブ商法はやめるべきというようなことをトータルで、もう一回立入りをし、ホストクラブに注意喚起、指導すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○和田政府参考人 警察では、違法行為について、売春防止法違反や職業安定法違反で検挙するなどの取組を行っているところです。

また、ホストクラブに対する立入りなども実施しており、御指摘のとおり、本年九月、警視庁において、歌舞伎町のホストクラブに対する立入りに際し、売掛金回収に関するトラブル防止のための注意喚起を行ったものと承知しております。

今後も、違法行為に対する捜査を始めとして、風営適正化法の遵守の徹底や効果的な広報啓発、注意喚起など、様々な対策を引き続き講じてまいりたいと考えております。

○山井委員 もう時間になりますので、最後、発言だけしますが、七ページを見てください。残念ながら、大久保公園の辺りに立っておられる女性の人たちが今年八十人摘発されて、四割はホストクラブのツケが動機だということなんですね。

あえて言いますが、立ちんぼというふうに呼ばれていますけれども、私は、この呼び方はよくないと思うんですよ。好きこのんでやっているわけじゃないんですよね。こういうふうに、男性に半ばだまされて、高額な借金を背負わされて、その性を売らざるを得ない状況に追い込まれているわけですから、逮捕した、悪いことをしている、そうじゃないんですよ。その人たちが何でそういう状況に追い込まれたのかということ根絶するのが、武見大臣や、自民党さん、公明党さん、野党、私たちを含めた大人の責任ではないかと思います。

これからもこの問題には取組をさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。